

市区町村別集計項目(推進体制等)

京都府	
市区町村数	26

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2021年4月1日現在で有効なもの)					
								有			無 現在の状況	有		女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況	
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)		計画名称	計画期間				
						21	20	15				22					
26	100	京都市	文化市民局共生社会推進室男女共同参画推進担当	1	2	1	1	京都市男女共同参画推進条例	2003年12月26日	2003年12月26日	0	第4次京都市男女共同参画計画 きょうと男女共同参画推進プラン改定版	2011年4月	～	2021年4月	0	1
26	201	福知山市	人権推進室	1	2	1	1	福知山市男女共同参画推進条例	2006年9月27日	2006年10月1日	0	第4次福知山市男女共同参画計画(はばたきプラン2021)	2021年4月1日	～	2030年3月31日	1	1
26	202	舞鶴市	人権啓発推進課	1	1	1	1	舞鶴市男女共同参画推進条例	2014年6月30日	2014年7月1日	0	舞鶴市男女共同参画計画「まいプラン」(第3次)	2017年4月1日	～	2027年3月31日	1	1
26	203	綾部市	人権推進課	1	1	1	1	綾部市男女共同参画条例	2006年3月30日	2006年4月1日	0	第4次綾部市男女共同参画計画「あいプラン」	2021年4月	～	2031年3月	1	1
26	204	宇治市	男女共同参画課	1	1	1	1	宇治市男女生き生きまちなづくり条例	2004年10月8日	2004年12月7日	0	宇治市男女共同参画計画 第5次UJIあさぎりプラン	2021年4月	～	2026年3月	1	1
26	205	宮津市	市民環境部市民環境課	1	2	1	1				0	宮津市男女共同参画基本計画～ウィンドプラン2017～	2017年4月1日	～	2027年3月31日	1	1
26	206	亀岡市	人権啓発課	1	2	1	1	亀岡市男女共同参画条例	2002年12月25日	2003年4月1日	0	ゆう・あいプラン2021～亀岡市男女共同参画計画～	2021年4月1日	～	2032年3月31日	1	1
26	207	城陽市	市民活動支援課	1	2	1	1	城陽市男女共同参画を進めるための条例	2005年7月1日	2005年7月1日	0	第4次城陽市男女共同参画計画「さんさんプラン」	2021年4月	～	2031年3月	1	1
26	208	向日市	広聴協働課	1	2	1	1	向日市男女共同参画推進条例	2006年3月27日	2006年4月1日	0	第3次向日市男女共同参画プラン	2021年4月	～	2031年3月	1	1
26	209	長岡京市	男女共同参画センター	1	1	1	1	長岡京市男女共同参画推進条例	2010年9月27日	2010年10月1日	0	長岡京市男女共同参画計画第7次計画	2021年4月	～	2026年3月	1	1
26	210	八幡市	市民部人権啓発課	1	2	1	1	八幡市男女共同参画推進条例	2009年3月30日	2009年4月1日	0	八幡市男女共同参画プラン るーぶ計画Ⅲ	2021年3月	～	2031年3月	1	1
26	211	京田辺市	市民部人権啓発推進課	1	2	1	1	京田辺市男女共同参画推進条例	2010年9月29日	2010年10月1日	0	第3次京田辺市男女共同参画計画	2021年4月1日	～	2031年3月31日	1	1
26	212	京丹後市	市民課	1	2	1	1	京丹後市男女共同参画条例	2011年7月1日	2011年7月1日	0	第二次京丹後市男女共同参画計画	2016年4月	～	2026年3月	1	1
26	213	南丹市	人権政策課	1	2	1	1	南丹市男女共同参画推進条例	2015年3月30日	2015年4月1日	0	第2次南丹市男女共同参画行動計画	2019年3月	～	2028年3月	1	0
26	214	木津川市	人権推進課	1	2	1	1	木津川市男女共同参画推進条例	2007年3月12日	2007年3月12日	0	第2次木津川市男女共同参画計画～キラリさわやかプラン～	2021年4月1日	～	2031年3月31日	1	1
26	303	大山崎町	生涯学習課	2	2	0	1				0	大山崎町第3次男女共同参画計画～みとめ愛プラン～	2016年4月	～	2023年3月	1	1
26	322	久御山町	総務部総務課	1	2	1	1				0	久御山町第2次男女共同参画プラン	2013年4月	～	2023年3月	1	1
26	343	井手町	井手町教育委員会 社会教育課	2	2	1	0				0	井手町男女共同参画プラン(井手町男女共同参画計画・井手町DV対策基本計画)	2021年4月1日	～	2031年3月31日	0	1
26	344	宇治田原町	企画財政課	1	2	1	1				0	第2次宇治田原町男女共同参画計画	2021年4月	～	2030年3月	1	1
26	364	笠置町	総務財政課	1	2	0	0				0						0
26	365	和束町	人権啓発課	1	2	0	0				0						0
26	366	精華町	人権啓発課	1	2	1	1	精華町男女共同参画推進条例	2013年3月29日	2013年10月1日	0	精華町第2次男女共同参画計画	2020年4月	～	2025年3月	1	1
26	367	南山城村	税住民福祉課	1	2	0	0				0						0
26	407	京丹波町	住民課	1	2	1	1				0	京丹波町第2次男女共同参画計画	2017年4月	～	2027年3月	1	1
26	463	伊根町	住民生活課	1	2	0	0				0						0
26	465	与謝野町	住民環境課	1	2	1	0				0	みんなの和づくりプラン第2次与謝野町男女共同参画計画	2019年4月	～	2027年3月	1	1

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
- 2 教育委員会

事務所掌

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
- 2 1ではない

庁内連絡会議

- 1 有
- 0 無

諮問機関

- 1 有
- 0 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2022年3月末までの制定を目的に検討中
- 2 2021年度以降の制定を目的に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 0 一体でない
- 計画の策定方法
- 1 単独計画として策定
- 0 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定に向け検討中
- 0 策定予定がない、検討していない

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2021年4月1日現在で開設済の施設)					施設形態		管理・運営主体							
			名称	愛称・通称	郵便番号	所在地等 住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理			事業運営		
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
			12							1	11	11	1	0	11	1	1
26	100	京都市	京都市男女共同参画センター	ウイングス京都	604-8147	京都市中京区東洞院通六角下る御射山町26番地	075-212-7490	075-212-7460	https://www.wings-kyoto.jp/		○		○				○
26	201	福知山市	福知山市男女共同参画センター		620-0035	福知山市宇内記100番地	0773-24-7022	0773-23-6537	https://www.city.fukuchiya.ma.lg.jp/soshiki/6/		○	○				○	
26	202	舞鶴市	舞鶴市男女共同参画センター	フリアス舞鶴	625-0087	京都府舞鶴市宇余部下1167番地(舞鶴市中総合会館5階)	0773-65-0055	0773-65-0055	https://www.city.maizuru.kyoto.jp/kurashi/0000007538.html		○	○				○	○
26	203	綾部市	綾部市男女共同参画センター	あいセンター	623-0016	綾部市西町一丁目49-1 1・Tビル5階	0773-42-2030	0773-42-1801	http://www.city.ayabe.lg.jp/aicenter/index.html		○	○				○	
26	204	宇治市	宇治市男女共同参画支援センター	ゆめりあ うじ	611-0021	宇治市宇治里尻5-9	0774-39-9377	0774-39-9378	https://www.city.uji.kyoto.jp/		○	○				○	
26	205	宮津市															
26	206	亀岡市															
26	207	城陽市	城陽市男女共同参画支援センター	ぱれっとJOYO	610-0121	京都府城陽市寺田林ノ口11番地の114	0774-54-7545	0774-55-5601	http://www.city.joyo.kyoto.jp/		○	○				○	
26	208	向日市	向日市女性活躍センター	あすもあ	617-0002	京都府向日市寺戸町中ノ段16番地の7	075-963-6532	075-963-6517	https://www.city.muko.kyoto.jp/	○		○				○	
26	209	長岡京市	男女共同参画センター	“いこ～る”プラス	617-0833	京都府長岡京市神足2丁目3番1号長岡京市立総合交流センター6階	075-963-5501	075-963-5521	http://www.city.nagaokakyo.lg.jp		○	○				○	
26	210	八幡市	八幡市女性ルーム		614-8073	八幡市八幡軸63番地	075-983-1784	075-983-4545	http://www.city.yawata.kyoto.jp/category/5-3-2-0-0.html		○	○				○	
26	211	京田辺市	京田辺市女性交流支援ルーム	ポケット	610-0334	京田辺市田辺中央5丁目2番地1 アル・プラザ京田辺2階	0774-65-3709	0774-65-3709	http://www.kyotanabe.jp/000005375.html		○	○				○	
26	212	京丹後市	京丹後市女性センター		627-0012	京都府京丹後市峰山町杉谷868番地	0772-69-0210	0772-62-6716			○	○				○	
26	213	南丹市															
26	214	木津川市	木津川市女性センター		619-0223	京都府木津川市相楽台4丁目3番地	0774-72-7719	0774-72-1399	http://www.city.kizugawa.lg.jp/index.cfm/6, 440, 40, 181, html		○	○				○	
26	303	大山崎町															
26	322	久御山町															
26	343	井手町															
26	344	宇治田原町															
26	364	笠置町															
26	365	和束町															
26	366	精華町															

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2021年4月1日現在で開設済の施設)					施設 形態		管理・運営主体							
			名称	愛称・通称	所在地等				単 独	複 合	施設管理			事業運営			
					郵便番号	住所	電話番号	FAX番号			ホームページ	直 営	指 定 管 理 者	そ の 他	直 営	指 定 管 理 者	そ の 他
26	367	南山城村															
26	407	京丹波町															
26	463	伊根町															
26	465	与謝野町															

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2021年4月1日現在で開設済の施設)																	
			名称	設立年月日	職員数(人)		予算額(千円)	主 な 事 業												
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他			
			12							11	11	11	10	7	10	6	1	5		
26	100	京都市	京都市男女共同参画センター	1994年4月1日	9	15	106,960	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	保育事業、女性の防災リーダー育成事業
26	201	福知山市	福知山市男女共同参画センター	2015年8月1日	15	5	3,491	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	女性活動支援ルーム、ワーキングルーム兼保育ルーム設置・運営
26	202	舞鶴市	舞鶴市男女共同参画センター	2001年3月10日	0	1	459	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
26	203	綾部市	綾部市男女共同参画センター	1998年12月1日	3	0	5,343	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	男女共同参画社会づくり図画・ポスターコンクール	
26	204	宇治市	宇治市男女共同参画支援センター	2003年4月16日	2	5	17,868	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	市民企画事業、女性問題アドバイザー派遣	
26	205	宮津市																		
26	206	亀岡市																		
26	207	城陽市	城陽市男女共同参画支援センター	2006年4月1日	2	4	22,815	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
26	208	向日市	向日市女性活躍センター	2018年7月9日	0	5	12,733	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	コワーキングスペースの貸し出し、飲食業やインストラクター業等を希望する女性へのチャレンジスペースの提供
26	209	長岡京市	男女共同参画センター	2005年4月18日	4	4	6,665	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
26	210	八幡市	八幡市女性ルーム	2009年6月5日	1	2	7,590	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
26	211	京田辺市	京田辺市女性交流支援ルーム	2006年9月1日	1	3	4,662	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
26	212	京丹後市	京丹後市女性センター	2007年5月1日	0	0	0			○										男女共同参画団体等との協催事業
26	213	南丹市																		
26	214	木津川市	木津川市女性センター	1986年4月1日	2	3	5,788	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		自主サークル支援、健康講座
26	303	大山崎町																		
26	322	久御山町																		
26	343	井手町																		
26	344	宇治田原町																		
26	364	笠置町																		
26	365	和束町																		
26	366	精華町																		
26	367	南山城村																		
26	407	京丹波町																		
26	463	伊根町																		
26	465	与謝野町																		

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言				首長、自治会長等の状況													
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
			1			15	2	13.3	23	0	0.0	11	0	0.0	9	0	0.0	2,683	81	3.0
26	100	京都市				1	0	0.0	3	0	0.0									
26	201	福知山市				1	0	0.0	2	0	0.0							326	0	0.0
26	202	舞鶴市				1	0	0.0	2	0	0.0							366	5	1.4
26	203	綾部市				1	0	0.0	1	0	0.0							193	3	1.6
26	204	宇治市				1	1	100.0	1	0	0.0							644		0.0
26	205	宮津市				1	0	0.0	1	0	0.0							102	5	4.9
26	206	亀岡市				1	0	0.0	1	0	0.0							23	0	0.0
26	207	城陽市				1	0	0.0	2	0	0.0							127	18	14.2
26	208	向日市				1	0	0.0	1	0	0.0							8	0	0.0
26	209	長岡京市				1	0	0.0	2	0	0.0							57	8	14.0
26	210	八幡市				1	0	0.0	2	0	0.0							48	4	8.3
26	211	京田辺市				1	0	0.0	1	0	0.0							50	4	8.0
26	212	京丹後市				1	0	0.0	2	0	0.0							224	1	0.4
26	213	南丹市				1	0	0.0	1	0	0.0							177	5	2.8
26	214	木津川市				1	1	100.0	1	0	0.0							-	-	
26	303	大山崎町										1	0	0.0	1	0	0.0	61	16	26.2
26	322	久御山町	2004年10月31日	久御山町男女共同参画都市宣言	2							1	0	0.0	1	0	0.0	38	5	13.2
26	343	井手町										1	0	0.0	1	0	0.0	12	0	0.0
26	344	宇治田原町										1	0	0.0	1	0	0.0	11	0	0.0
26	364	笠置町										1	0	0.0	0	0		6	0	0.0
26	365	和束町										1	0	0.0	1	0	0.0	17	0	0.0
26	366	精華町										1	0	0.0	1	0	0.0	42	7	16.7
26	367	南山城村										1	0	0.0	0	0		10	0	0.0
26	407	京丹波町										1	0	0.0	1	0	0.0	85	0	0.0
26	463	伊根町										1	0	0.0	1	0	0.0	32	0	0.0
26	465	与謝野町										1	0	0.0	1	0	0.0	24	0	0.0

<選択肢回答>
 男女共同参画に関する宣言
 宣言の形態
 1 首長声明
 2 議会の議決
 3 庁内連絡会議の決定
 4 その他

調査時点コード	1	2021年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値					目標設定の対象である審議会等の範囲					地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況					地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況					(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)			調査時点コード						
		目標値(%)	目標達成期限	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	その他	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他					
	小計			1,137	1,015	14,871	4,724	31.8					707	638	9,841	2,967	30.1	152	94	954	164	17.2	653	80	12.3	747	84	11.2						
26	100	京都市	附属機関のうち男女いずれの登用率も35%を超える附属機関の割合が65%以上	216	216	3,721	1,346	36.2	法律または条例により設置されている附属機関等、要綱等により開催されている懇談会等 ※行政機関、各種団体等の間の調整又は協議を目的とするもの及び法律の定めるところにより委員の大部分を選挙によって選任するものを除く。	138	138	2,559	949	37.1	6	4	50	10	20.0	54	16	29.6	55	16	29.1	2	2021年3月31日	2	2021年3月31日	2	2021年3月31日			
26	201	福知山市	30.0	2021年3月	60	49	797	241	30.2	自治法第180の5及び第202条の3、条例で設置されている審議会、協議会等	15	13	257	80	31.1	6	5	38	8	21.1	13	0	0.0	14	0	0.0	2	2021年3月31日	2	2021年3月31日	2	2021年3月31日		
26	202	舞鶴市	35.0	2027年3月	39	37	576	146	25.3	条例、規則、要綱等により設置されている審議会、委員会等	27	26	388	100	25.8	6	4	39	9	23.1				23	1	4.3	1							
26	203	綾部市	40.0	2031年3月	49	46	626	198	31.6	条例、規則、要綱で定めるもの	24	23	307	93	30.3	6	5	55	9	16.4	37	2	5.4	38	2	5.3	2	2021年6月1日	2	2021年6月1日	2	2021年6月1日		
26	204	宇治市	40.0	2026年3月	94	84	1,230	359	29.2	法律・条例・要綱・規則等により設置している審議会	33	30	562	156	27.8	6	6	35	7	20.0	43	4	9.3	44	4	9.1	1							
26	205	宮津市	35.0	2027年3月	63	54	770	171	22.2	法律、条例、要綱、規定、規則等に基づかない実行委員会	21	20	256	56	21.9	6	5	40	10	25.0	19	1	5.3	20	1	5.0	2	2021年3月31日	2	2021年3月31日	2	2021年3月31日		
26	206	亀岡市	50.0	2032年3月	53	52	653	214	32.8	法令、条例、規則、要綱等により設置している審議会、委員会等	35	34	440	133	30.2	6	6	65	15	23.1	37	5	13.5	38	5	13.2	2	2021年3月31日	2	2021年3月31日	1			
26	207	城陽市	35.0	2031年3月	56	48	632	186	29.4	地方自治法138条の4・同法第202条の3、同法第180条の5による、委員会・執行機関及び附属機関	50	45	596	182	30.5	6	3	36	4	11.1	41	2	4.9	42	2	4.8	1							
26	208	向日市	40.0	2025年3月	60	48	702	238	33.9	行政委員会(地方自治法第180の5)、法律や条例及び規則・要綱に基づいて設置されているもの	21	15	225	57	25.3	6	5	32	8	25.0	21	3	14.3	22	3	13.6	1							
26	209	長岡京市	40.0	2026年3月	54	51	571	217	38.0	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会、地方自治法(第180条の5)に定める委員会、長岡京市審議会等の設置及び運営等に関する要綱第2条第2号に定める懇談会等	30	29	323	106	32.8	6	5	31	6	19.4	29	5	17.2	30	5	16.7	1							
26	210	八幡市	45.0	2031年3月	69	61	739	253	34.2	設置要綱に基づく審議会及び委員会	16	15	257	69	26.8	6	4	30	7	23.3				38	2	5.3	1							
26	211	京田辺市	40.0	2031年3月	68	56	962	350	36.4	法律・条例・規則・要綱等により設置された審議会等	46	39	617	183	29.7	6	4	30	7	23.3	38	3	7.9	39	3	7.7	1							
26	212	京丹後市	40.0	2026年3月	36	31	398	106	26.6	法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより設置されている審議会等	36	31	398	106	26.6	6	2	38	5	13.2	21	4	19.0	22	4	18.2	1							
26	213	南丹市	30.0	2028年3月	48	35	498	123	24.7	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	38	35	498	123	24.7	6	3	65	6	9.2	40	2	5.0	41	2	4.9	1							
26	214	木津川市	男女双方が40%以上60%以下	2031年3月	46	40	543	180	33.1	条例等に基づき設置されている委員会等	40	34	508	172	33.9	6	6	35	8	22.9	36	8	22.2	37	9	24.3	1							
26	303	大山崎町	25.0	2023年3月	14	9	165	29	17.6	条例・規則・要綱等で定めるもの。	14	9	165	29	17.6	6	3	24	4	16.7	27	1	3.7	28	1	3.6	1							
26	322	久御山町	33.0	2023年3月	36	31	408	109	26.7	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	16	14	196	39	19.9	6	4	36	6	16.7	24	2	8.3	25	2	8.0	2	2021年6月1日	2	2021年6月1日	2	2021年6月1日		
26	343	井手町			9	4	122	10	8.2		9	4	122	10	8.2	6	3	29	6	20.7	29	2	6.9	30	2	6.7	1							
26	344	宇治田原町	30.0	2030年	18	13	199	44	22.1	町の審議会等	18	13	199	44	22.1	6	3	35	4	11.4	19	0	0.0	20	0	0.0	1							
26	364	笠置町			5	2	50	7	14.0		5	2	50	7	14.0	4	0	19	0	0.0				10	0	0.0	1							
26	365	和束町			4	4	51	13	25.5		4	4	51	13	25.5	4	1	23	1	4.3	19	3	15.8	20	3	15.0	1							
26	366	精華町	30.0	2025年3月	19	17	245	85	34.7	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会	19	17	245	85	34.7	6	4	30	8	26.7	29	10	34.5	30	10	33.3	1							
26	367	南山城村			2	2	35	6	17.1		2	2	35	6	17.1	4	1	23	4	17.4	17	3	17.6	18	3	16.7	1							
26	407	虎ノ尾町	30.0	2027年3月	8	8	114	38	33.3	全審議会等	8	8	114	38	33.3	6	1	36	3	8.3	19	2	10.5	20	2	10.0	1							
26	463	伊根町			7	5	82	21	25.6		7	5	82	21	25.6	6	2	28	2	7.1	19	0	0.0	20	0	0.0	1							
26	465	与謝野町	30.0	2023年3月	31	29	322	91	28.3	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会	31	29	322	91	28.3	6	4	45	6	13.3	22	2	9.1	23	2	8.7	1							

調査表4-4

市区町村別集計項目(女性公務員の登用)

京都府

調査時点コード	1	2021年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県 市区町村 コード 名	管理職の在職状況																				職務上の地位別職員在職状況										調査 時点 コード	そ の 他	防災・危機管理部局への配置状況					調査 時点 コード	そ の 他					
	うち					うち一般行政職					うち					うち一般行政職					調査 時点 コード	そ の 他	防 災 ・ 危 機 管 理 部 局 管 理	うち 女性 数	うち 女性 比率 (%)	うち 管理職 数	うち 女性 比率 (%)																	
	管理職 総数	管理 職 数	女性 比率 (%)	管理 職 総数	うち 管理 職 数	女性 比率 (%)	局長 相当 職	女性 数	局長 相当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)	次長 相当 職	女性 数	次長 相当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)	課長 相当 職	女性 数	課長 相当 職	うち 女性 数								女性 比率 (%)	係長 相当 職	女性 数			係長 相当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)									
	2,312	451	19.5	1,729	297	17.2	420	35	8.3	341	26	7.6	217	27	12.4	148	18	12.2	1,675	389								23.2	1,240	253			20.4	1,065	315	29.6	724			173	23.9	2,470	713	28.9
26 100 京都市	853	77	11.8	477	48	10.3	167	14	8.4	144	11	7.6	31	0	0.0	458	63	13.8	333	38	11.4	194	28	14.4	116	12	10.3	922	178	19.3	684	111	16.2	1	24	1	4.2	7	0	0.0	1			
26 201 福知山市	153	41	26.8	94	18	19.1	22	5	22.7	17	3	17.6	36	11	30.6	31	6	19.4	95	25	26.3	48	9	18.6	129	30	23.3	124	56	45.2	83	35	42.2	1	138	4	2.9	17	1	5.9	1			
26 202 舞鶴市	141	21	14.9	103	13	12.6	16	1	6.3	11	0	0.0	20	2	10.0	16	2	12.5	105	18	17.1	76	11	14.5	42	11	26.2	31	8	25.8	43	20	46.5	32	17	53.1	1	7	0	0.0	3	0	0.0	1
26 203 綾部市	64	15	23.4	47	9	19.1	11	0	0.0	8	0	0.0	4	0	0.0	2	0	0.0	49	15	30.6	37	9	24.3	42	11	26.2	31	8	25.8	43	20	46.5	32	17	53.1	1	4	0	0.0	1	0	0.0	1
26 204 宇治市	102	12	11.8	75	10	13.3	16	0	0.0	14	0	0.0	22	2	9.1	15	2	13.3	64	10	15.6	46	8	17.4	104	33	31.7	64	13	20.3	157	35	22.3	86	21	24.4	1	5	0	0.0	3	0	0.0	1
26 205 宮津市	39	4	10.3	35	2	5.7	8	0	0.0	8	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0	30	4	13.3	26	2	7.7	10	3	30.0	10	3	30.0	35	10	28.6	29	8	27.6	1	3	0	0.0	1	0	0.0	1
26 206 亀岡市	146	40	27.4	124	34	27.4	28	4	14.3	17	2	11.8	1	0	0.0	1	0	0.0	117	36	30.8	106	32	30.2	0	0	0	0	0	0	130	54	41.5	125	49	39.2	1	11	2	18.2	4	1	25.0	1
26 207 城陽市	72	7	9.7	55	6	10.9	11	0	0.0	9	0	0.0	20	0	0.0	15	0	0.0	41	7	17.1	31	6	19.4	34	5	14.7	17	4	23.5	79	15	19.0	51	9	17.6	1	6	1	16.7	3	0	0.0	1
26 208 向日市	66	17	25.8	61	12	19.7	8	1	12.5	7	1	14.3	5	3	60.0	4	1	25.0	53	13	24.5	50	10	20.0	13	7	53.8	8	4	50.0	64	24	37.5	46	13	28.3	1	4	1	25.0	1	0	0.0	1
26 209 長岡京市	97	29	29.9	87	29	33.3	16	2	12.5	15	2	13.3	11	2	18.2	9	2	22.2	70	25	35.7	63	25	39.7	38	20	52.6	26	12	46.2	87	45	51.7	64	29	45.3	1	6	1	16.7	2	0	0.0	1
26 210 八幡市	106	20	18.9	69	8	11.6	14	0	0.0	12	0	0.0	21	0	0.0	16	0	0.0	71	20	28.2	41	8	19.5	57	13	22.8	37	7	18.9	80	26	32.5	45	15	33.3	1	86	2	2.3	14	0	0.0	1
26 211 京田辺市	108	25	23.1	93	25	26.9	17	2	11.8	16	2	12.5	16	3	18.8	14	3	21.4	75	20	26.7	63	20	31.7	26	4	15.4	12	4	33.3	99	38	38.4	51	15	29.4	1	7	1	14.3	3	0	0.0	1
26 212 京丹後市	124	24	19.4	64	8	12.5	26	1	3.8	9	0	0.0	12	2	16.7	10	1	10.0	86	21	24.4	45	7	15.6	82	31	37.8	46	9	19.6	106	33	31.1	62	19	30.6	1	9	0	0.0	1	0	0.0	1
26 213 南丹市	69	27	39.1	50	14	28.0	12	1	8.3	11	1	9.1	6	2	33.3	5	1	20.0	51	24	47.1	34	12	35.3	57	24	42.1	41	11	26.8	73	32	43.8	44	12	27.3	1	6	0	0.0	2	0	0.0	1
26 214 木津川市	97	22	22.7	84	17	20.2	17	3	17.6	17	3	17.6	9	0	0.0	7	0	0.0	71	19	26.8	60	14	23.3	55	23	41.8	33	9	27.3	54	19	35.2	45	16	35.6	1	7	0	0.0	3	0	0.0	1
26 303 大山崎町	27	5	18.5	23	2	8.7	3	0	0.0	3	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	24	5	20.8	20	2	10.0	19	10	52.6	9	2	22.2	14	3	21.4	14	3	21.4	1	5	1	20.0	2	0	0.0	1
26 322 久御山町	29	6	20.7	21	3	14.3	7	0	0.0	6	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0	22	6	27.3	15	3	20.0	30	13	43.3	19	6	31.6	32	10	31.3	14	3	21.4	1	6	1	16.7	2	0	0.0	1
26 343 井手町	21	7	33.3	13	3	23.1	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	21	7	33.3	13	3	23.1	7	1	14.3	7	1	14.3	12	6	50.0	9	3	33.3	1	6	1	16.7	1	0	0.0	1
26 344 宇治田原町	15	4	26.7	12	4	33.3	4	0	0.0	2	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	11	4	36.4	10	4	40.0	19	3	15.8	14	1	7.1	23	2	8.7	20	1	5.0	1	5	0	0.0	2	0	0.0	1
26 364 笠置町	10	5	50.0	8	3	37.5												10	5	50.0	8	3	37.5	8	3	37.5	5	2	40.0	8	1	12.5	7	0	0.0	1	9	5	55.6	2	100.0	1		
26 365 和束町	20	8	40.0	19	7	36.8												20	8	40.0	19	7	36.8	11	6	54.5	9	4	44.4	4	3	75.0	3	2	66.7	1	9	2	22.2	0	0	0.0	1	
26 366 精華町	49	8	16.3	33	3	9.1	11	1	9.1	9	1	11.1	1	0	0.0	1	0	0.0	37	7	18.9	23	2	8.7	43	11	25.6	25	6	24.0	53	15	28.3	28	8	28.6	1	3	0	0.0	2	0	0.0	1
26 367 南山城村	10	3	30.0	10	3	30.0	1	0	0.0	1	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	9	3	33.3	9	3	33.3	11	4	36.4	11	4	36.4	7	2	28.6	7	2	28.6	1	7	2	28.6	1	100.0	1	
26 407 京丹波町	37	12	32.4	24	4	16.7	4	0	0.0	4	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	33	12	36.4	20	4	20.0	41	18	43.9	30	10	33.3	57	24	42.1	33	7	21.2	1	3	0	0.0	0	0.0	1	
26 463 伊根町	7	0	0.0	7	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0	5	0	0.0	5	0	0.0	5	0	0.0	5	0	0.0	10	3	30.0	10	3	30.0	1	7	3	42.9	0	0	0.0	1
26 465 与野野町	50	12	24.0	41	11	26.8												50	12	24.0	41	11	26.8	30	14	46.7	20	11	55.0	21	6	28.6	18	5	27.8	1	4	0	0.0	2	0	0.0	1	

調査時点	調査年度は2021年7月1日(その他2021年4月1日)
------	------------------------------

都	市	区	町	村	議会名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
						問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8						
						議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間より短い。2.労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。3.期間の定めはない。	問1で1.を選択した場合、労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間より短い。2.労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。3.期間の定めはない。	問4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休職期間の短縮について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定はないが、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過激に事例が無い						
						1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過激に事例が無い。	上記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。 3. その他		1. あり 2. なし 3. その他	その他具休例		配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
						17	1	0	22		0		21	21	21	21	21	21	17
						3	24	22	3		25		2	2	3	2	4	2	
						0	1	3	0		0		0	0	0	0	0	0	
						6							3	3	2	3	1	7	
26	100	京都市			京都市会	第1条 この要綱は、職員が婚姻により氏を改めた後も、職務遂行上、改める前の氏(以下「旧姓」という。)を使用する場合の手段等に関し必要な事項を定めるものとする。	1	1	3	2	2		2	2	2	2	1	4	
26	201	福知山市			福知山市議会	福知山市議員旧姓使用に関する取扱要綱 (目的) 第1条 この要綱は、福知山市に勤務する職員であって、婚姻、親子縁その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めたものの、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を使用する文書等の取扱いについて定めることを目的とする。 (旧姓の使用) 第2条 旧姓を使用することができる文書等は、法令に抵触するおそれなく、かつ、職務遂行上支障が生じるおそれがないものとする。 2. 旧姓を使用することができる文書等の例は別表第1. 旧姓を使用することのできない文書等の例は別表第2. のとおりとする。 3. 任命権者(市長を除く。)は、旧姓の使用に疑義のある場合は、その都度、市長に協議するものとする。 (承認申請手続) 第3条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)により所屬長を経て任命権者の承認を受けなければならない。 2. 申請時において、既に婚姻等により戸籍上の氏を改めている職員については、前項の旧姓使用承認申請書に戸籍上の氏を改めたことに関する書類を添付して提出するものとする。 (承認の通知) 第4条 任命権者は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により所屬長を経て当該職員に通知するとともに、旧姓使用職員名簿(様式第3号)に記載するものとする。 (他の任命権者から承認を受けた職員の取扱) 第5条 他の任命権者から旧姓使用の承認を受けた職員については、当該承認を受けたことを証する書類等の写しを所屬長を経て任命権者に提出することにより任命権者が旧姓使用を承認したものとみなし、前2条の規定による手続を省略することができる。 (旧姓使用の中止) 第6条 旧姓使用の承認を受けた職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第4号)により所屬長を経て任命権者に届け出なければならない。 2. 旧姓使用を中止した職員は、特段の事情がない限り、再び旧姓の使用の承認を申請することはできないものとする。 (義務) 第7条 所屬長は、所屬職員の旧姓の使用に関し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 2. 旧姓を使用する職員は、旧姓の使用にあたって、常に市又は職員に固有の秘密を生じさせないように努めなければならない。(その他) 第8条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。	1	2	2	1	2		1	1	1	1	1	1	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																					
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8														
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	問4で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他								
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	左記で、1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例													
26	202	舞鶴市	2		舞鶴市議会	1	2	2	1	舞鶴市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (中略) 第91条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届けなければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1				
26	203	綾都市	1	綾都市職員旧姓使用取扱要領 第1条 この要領は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。		綾都市議会	1	2	2	1	綾都市議会会議規則 第1章 会議 第1節 総則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第2章 委員会 第1節 総則 (欠席の届出) 第91条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の会議時刻までに委員長に届けなければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2								1	1	1	1	1	1

都 道 区	市 区	市 区	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査														
					問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8							
					議員の出生を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、出生に係る産前産後期間の明記はあるか。	問1で1.を選択した場合、出生に係る産前産後期間の明記はあるか。	問1で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	問1で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	問1で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	問1で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○を付けてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い						
府	町	町	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の期間未満である。 2. 労働基準法65条の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出生	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
コ ロ シ イ ド	村	村	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の期間未満である。 2. 労働基準法65条の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出生	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
26	200	長岡京市	1	長岡京市議員の旧姓使用に関する規定 第1条 この条例は、職員(長岡京市会計年度任用職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(市)和元年長岡京市条例第4号)第2条に規定する「パートタイム会計年度任用職員のうち給料又は報酬を日額又は時間給で定める職員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の3の規定に基づき臨時的に任用される職員を除く。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めたことにより生じる職務上の不利又は不都合を解消するために、婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに関し必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用の申請及び承認) 第2条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(別記様式第1号)により速やかに所属長を経て市長に申請しなければならない。 2 市長は、旧姓使用の承認をしたときは、旧姓使用承認通知書(別記様式第2号)により、所属長を経て当該職員に通知するとともに、旧姓使用人名簿(別記様式第3号)に登録するものとする。 (旧姓使用の範囲) 第3条 旧姓使用の承認を受けた職員(以下「旧姓使用職員」という。)は、次に掲げる場合を除き、旧姓を使用することができる。 (1) 公務の執行に関与する場合 (2) 税務署、共済組合、年金事務所、銀行等、外部の機関等に支障を及ぼすおそれのある場合 (3) 人事給与等関係文書で電子計算システムの変更が必要となる場合 (4) その他職務履行上又は事務処理上、届解や誤差を生ずおそれのある場合 (職員が異動した場合の取扱い) 第4条 旧姓使用職員が人事異動等により異動した場合は、異動後の所属長に対して旧姓使用承認通知書(写しを含む。)を提示し、旧姓使用の許可を得ていることを伝示しなければならない。 (旧姓使用の中止) 第5条 旧姓使用職員は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止申請書(別記様式第4号)により所属長を経て市長に申請しなければならない。 2 市長は、旧姓使用の中止の承認をしたときは、旧姓使用中止承認書(別記様式第5号)により所属長を経て当該職員に通知するものとする。 3 職員は、特段の理由なく、旧姓使用申請と旧姓使用中止申請を繰り返してはならない。 (責務) 第6条 旧姓使用職員は、旧姓を使用するにあたっては、常に届解、混乱等が生じないように努めなければならない。 2 市長は、旧姓使用の適正な運営管理に努めなければならない。 (他団体等への派遣職員の適用除外) 第7条 他、他の地方公務員及び公益法人等へ派遣された職員については、派遣先団体の取扱いによるものとする。 (その他) 第8条 この条例に定めるもののほか、職員の旧姓使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。	長岡京市議会事務局	1	2	2	1		2			1	1	1	1	1	1
26	210	八幡市	1	八幡市職員旧姓使用取扱要領 第1条 この要領は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めたことにより生じる職務上の不利又は不都合を解消するために、婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。	八幡市議会	1	2	2	1		2			1	1	1	1	2	1

都 道 府 県 市 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														
			問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8							
			議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次うちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問8で1.を選択した場合、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。							
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他			
26 211	京田辺市	4	京田辺市議会	1	2	2	1	京田辺市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	4
26 212	京丹後市	1	京丹後市議会	1	2	2	1	京丹後市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日前8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)及び出産後8週間におきたる間において、又は妊娠済みの委員が産した場合に1週間の範囲内においてその期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
26 213	南丹市	1	南丹市議会	1	2	2	1	南丹市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
26 214	木津川市	1	木津川市議会	1	2	2	1	木津川市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	4
26 300	大山崎町	1	大山崎町議会	1	2	2	1	大山崎町議会会議規則第二十条第一項 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。	2			1	1	1	1	1	1
26 322	久御山町	1	久御山町議会	1	2	2	1	久御山町議会会議規則 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1

都 道 府 県 市 区 町 村 コ ロ ニ ヤ ド 名	市 区 町 村 コ ロ ニ ヤ ド 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査												
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8					
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合該当部分の案文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合該当部分の案文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い					
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合該当部分の案文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他					
26340	井手町	2	井手町議会	1	2	2	1	井手町議会議規則 (欠席の届出)第2条第2項中、「前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合)にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。」	2		1	1	1	1	1	1
26344	宇治田原町	4	宇治田原町議会	1	2	2	1	宇治田原町議会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の会議時刻までに議長に届けなければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合)にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
26364	笠置町	4	笠置町議会	1	2	2	1	笠置町議会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の会議時刻までに議長に届けなければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合)にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
26366	和東町	4	和東町議会	1	2	2	1	和東町議会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の会議時刻までに議長に届けなければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合)にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
26366	精華町	1	精華町議会	1	2	2	1	精華町議会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合)にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
26367	南山城村	2	南山城村議会	1	2	2	1	南山城村議会議規則 (欠席の届出)第2条 議員は公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の会議時刻までに議長に届けなければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合)にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		2	2	2	2	2	2

